

中間技術検査に関する特記仕様書

- 1 中間技術検査は、工事の品質の向上を図るため、工事完成時に不可視となる部分や施工上重要な段階等において、施工中に検査を行うものです。
- 2 中間技術検査の対象工事は次の各号のいずれかに該当する工事とします。
 - (1) 低入札価格契約工事（鎌倉市低入札価格調査制度運用取扱基準の規定に基づく低入札価格調査の基準額を下回る額で契約を締結した工事をいう。）
 - (2) 当初の契約金額が4千万円（建築一式工事にあつては8千万円）以上の工事
 - (3) 当初の契約期間が180日以上工事
- 3 中間技術検査の範囲は、その対象工事の施工途中の実施状況、出来形、品質、出来ばえ等の工事全体とします。
- 4 中間技術検査の対象工事を受注した者（以下「受注者」という。）は、施工計画時に監督職員と協議し、次の書類を作成し監督職員に提出するものとします。
 - (1) 中間技術検査計画書
 - (2) 中間技術検査計画内訳書
- 5 中間技術検査の実施回数は、当初の契約金額が9千万円未満の工事は工事中1回又は2回、9千万円以上の工事は年2回行うものとします。ただし、工事の重要度に応じて実施回数は増減できるものとします。
- 6 中間技術検査の実施時期は、対象工事の進捗が概ね20%から80%までの範囲内で一部完成検査、しゅん功検査の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期等で行うことを原則とします。
- 7 中間技術検査時期の決定は、中間技術検査計画書に基づき現場の状況、受注者等の意見を聴取し工事担当課長が決定します。
- 8 中間技術検査で確認した出来形部分は、部分払の対象としません。
- 9 受注者は、中間技術検査に際し次に掲げる関係書類を準備するものとします。
 - (1) 契約書及び設計図書（現場説明書、質問回答書、図面、仕様書等）
 - (2) 施工体制台帳及び施工体系図又は下請負業者編成表
 - (3) 実施工程表（予定及び実施出来高曲線が記入されているもの）
 - (4) 施工計画書
 - (5) 施工図等（施工図、製作図、機器製作仕様書等）
 - (6) 工事の記録（工事打合せ簿、工事機材搬入報告書、工事写真、品質管理記録等）
 - (7) 安全管理に関する記録
 - (8) 官公署等への届出書の写し
 - (9) 出来形数量調書（計画内訳書に出来形数量等を記入されているもの）
 - (10) 出来形状況図
 - (11) その他契約書又は設計図書に記載された書類等
- 10 中間技術検査の実施にあたって現場代理人及び主任（監理）技術者等は、検査に立会わなければならない。